

議員全員協議会会議録

令和8年7月27日

宮 古 市 議 会

令和8年7月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(7月27日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	3
開 会	4
説明事項(1)	4
協議事項(1)	10
散 会	22

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

令和8年7月27日（月曜日） 午前10時00分

場 所

議事堂 議場

○

事 件

〔説明事項〕

（１）令和8年度県要望について

〔協議事項〕

（１）産業建設常任委員会の要望について

出席議員（１９名）

１番 植 田 収 一 君
 ３番 花 輪 政 文 君
 ５番 山 崎 高 広 君
 ７番 古 舘 博 君
 ９番 白 石 雅 一 君
 １１番 西 村 昭 二 君
 １３番 鳥 居 晋 君
 １５番 工 藤 小 百 合 君
 １７番 松 本 尚 美 君
 １９番 橋 本 久 夫 君

２番 八 谷 光 介 君
 ４番 中 居 克 広 君
 ６番 佐 藤 和 美 君
 ８番 中 嶋 勝 司 君
 １０番 木 村 誠 君
 １２番 小 島 直 也 君
 １４番 伊 藤 清 君
 １６番 落 合 久 三 君
 １８番 竹 花 邦 彦 君

欠席議員（０名）

なし

説明のための出席者

説明事項（１）

市 長 中 村 尚 道 君
 教 育 長 妻 田 篤 君
 政策推進部長 木 村 剛 君
 地域振興部長 襲 岩 邦 行 君
 保健福祉部長 金 澤 建 司 君
 農林水産部長 飛 澤 寛 一 君
 危機管理監 芳 賀 直 樹 君
 教 育 部 長 北 舘 克 彦 君
 くらし安全課長 和 美 邦 彦 君
 介護保険課長 石 垣 達 也 君
 農 林 課 長 菊 地 正 幸 君
 副主幹兼
政策推進係長 竹 田 真 吾 君

副 市 長 多 田 康 君
 総 務 部 長 箱 石 剛 君
 市民生活部長 西 村 泰 弘 君
 交流推進部長 田 代 明 博 君
 商工労働部長 田 代 英 輝 君
 都市整備部長 去 石 一 良 君
 上下水道部長 小野寺 隆 君
 政策推進課長 大 向 守 君
 観 光 課 長 伊 藤 眞 君
 水 産 課 長 中 西 秀 彦 君
 建 設 課 長 佐々木 拓 君

議会事務局出席者

事務局長	三上巧	次長	小笠原 長生
主 任	大 薦 遥		



開 会

午前10時00分 開会

○議長（橋本久夫君）

おはようございます。

ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

ただいままでの出席は19名でございます。会議は成立しております。本日の案件は、説明事項1件、協議事項1件となります。

<説明事項>（1）令和8年度県要望について

○議長（橋本久夫君）

それでは説明事項の1、令和8年度県要望について説明を願います。

中村市長。

○市長（中村尚道君）

おはようございます。

令和8年度における県要望の素案につきましては、6月3日の議員全員全員協議会においてご説明させていただきました。その後、素案に対する議会からのご意見を踏まえ、要望内容を調整してきたところでございます。本日は、県要望の最終案をご説明させていただきます。内容につきましては、政策推進課長からご説明をさせていただきます。

○議長（橋本久夫君）

大向政策推進課長。

○政策推進課長（大向守君）

はい。それでは私のほうからご説明させていただきます。失礼にて、着座にて説明させていただきます。

それではファイルが3つございます。そのうちの01-1のファイルをお開き頂ければと思います。01の1、令和8年度県要望についてのファイルをお願いいたします。こちらが当議会からのご意見等を踏まえまして最終案でございます。

こちらの2ページ目をお開きください。1の要望日程及び2の要望項目等の項目数等につきましては、前回6月3日の全協でご説明したとおりで変更ございません。

次に要望書の最終案をご説明いたします。ファイル3つのうち01-2、要望書、上に赤字で本文見え消しと書いてあるファイルをお開き頂ければと思います。ちなみに01の3のファイルは要望書の最終案の全文でございます。説明はこの本文見え消し版のほうで説明させていただきます。この要望書でございますけれども、前回ご説明した内容からの変更点ができるようにした見え消し版でございます。変更点についてのみご説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと白紙になりまして、その次が市長及び議長連名の県知事あての文書になります。

次のページをお開きください。こちらのページが次のページにわたりまして、要望項目の一覧になってございます。

一覧の次のページをお開き頂きまして、下にページ番号が付番されたページからが要望書本文でございます。

要望書本文の6ページをお願いいたします。具体の説明には入ります前にこのファイルの見方をご説明いたし

ます。議会からのご意見につきましては、該当する要望内容の下に薄い緑色の箱囲みで表示させていただいております。前回の要望案からの修正点につきましては、要望案に赤書きで表示してございます。それでは変更点についてご説明いたします。まずは大きい項目の4、道路交通ネットワークの整備促進についての（1）宮古盛岡横断道路の整備促進についてでございます。こちら中段の箱囲み部分をご覧ください。議会のほうからは赤字部分のとおり、修正のご意見を頂いております。こちらにつきましてはご意見のとおり修正する案としてございます。

続きまして7ページをお開きください。（3）国道106号、340号及び主要地方道の防災対策及び改良についての項目2番目でございます。こちらの修正ということで下の箱囲み部分をご覧ください。議会からは赤字の部分のとおり大型特殊車両等が通行できるようにと追記しまして、早期の部分を削除するご意見を頂いたところでございます。こちらは原案のままのとする案とさせていただきます。理由といたしましては、当該箇所は地形条件等による制約が大きく、大型特殊車両の通行確保には大規模な地形改変が必要となります。またその先にある宮古盛岡横断道路茂市出入口は大特の通行が不可とされていることもありまして、当該箇所に係る大特の通行需要が少ないことから、要望になじまないものと思慮されたというものでございます。

続きまして8ページをお開きください。（4）通学路の安全確保についてでございます。中段の箱囲み部分をご覧ください。議会からのご意見は赤字部分、自転車利用者の部分を追記するようご意見を頂いたところです。こちらにつきましてはご意見のとおり修正する案としてございます。

続きまして9ページをお開きください。大きい項目5番、重要港湾宮古港の機能強化についての（1）重要港湾機能の強化についての部分でございます。中段の箱囲み部分をご覧ください。議会からは赤字部分を削除のご意見を頂いたところです。こちらはご意見のとおり修正する案としてございます。

続きまして12ページをお開きください。大きい項目の6番、鳥獣被害防止対策の推進についてでございます。こちらは下段の箱囲み部分をご覧ください。議会からは、赤字部分追記のご意見を頂いたところでございます。こちらにつきましては捕獲枠拡大の要望は追記をしない。また5番目の要望項目を削除する案としてございます。

理由につきましては次のページをご覧ください。熊の捕獲枠拡大につきましては、第1回ツキノワグマ管理検討協議会におきまして、昨年決定した捕獲上限数796頭を超えて捕獲を進める方針が決定されたことから、要望の必要がないため、追記しないこととしたものでございます。また、要望事項5の削除につきましては、対象の県補助事業が令和7年度で終了したことから削除するものでございます。

続きまして14ページをお開きください。大きい項目の7、養殖事業の推進についてでございます。下段の箱囲み部分をご覧ください。議会からは赤字の部分の通り、削除、修正、追記のご意見を頂きましてご意見を踏まえた修正案としてございます。

続きまして16ページをお開きください。8、観光の振興についての（1）三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルの利用促進についてのうちに項目の2番目でございます。中段の箱囲み部分をご覧ください。議会からは赤字部分のとおり追記のご意見を頂いてございます。こちらにつきましては、みちのく潮風トレイル関係自治体協議会等の関係機関と連携し、取り組みを推進する必要があることから、関係機関と連携の文言を追加する案としてございます。続きまして、その下の（2）観光関連施策の改修についてでございます。

17ページをお開きください。下段の箱囲み部分をご覧ください。議会からは赤字部分、追記のご意見を頂いてございます。こちらにつきましては市の対応の部分をご覧ください。要望事項1の浄土ヶ浜第一駐車場トイレにつきましては、現在、浄土ヶ浜ビジターセンターの機能向上及びトイレの常時開放を国へ要望しているところで

ございます。このことから、県においても協調して国に働きかけるよう要望事項に一番に追加するとともに、駐車場トイレの建て替えについては要望事項から削除することとしております。そのほかにつきましては、ご意見の通りの案としてございます。

続きまして21ページをお開きください。10番、こどもの健やかな成長を支える環境の整備についての（１）教育環境の整備についてでございます。中段の箱囲み部分でございます。議会からは赤字部分、追記のご意見を頂いてございます。こちらについては、ご意見のとおり修正する案としてございます。続きましてその下の（２）県立高等学校の学習環境の整備についての項目４番目でございます。議会からは赤字の検討の部分を削除するご意見を頂きました。こちらにつきましてはご意見のとおり削除する案としてございます。

続きまして23ページをお開きください。11、国に対する要望の強化についての（１）過疎対策事業債の償還期限の延長についてでございます。中段の箱囲み部分をご覧ください。議会からは現状を踏まえた文言修正のご意見を頂いてございます。こちらにつきましてはご意見を踏まえまして、長期赤字部分のとおり、現状説明の文言を加える修正等してございます。

続きまして25ページをお開きください。下段のほうの（７）、地域の実態に即した適切な訪問介護報酬の設定についてでございます。次のページの中段の箱囲み部分をご覧ください。26ページでございます。議会からは赤字部分を追記のご意見を頂いてございます。こちらにつきましては議会からのご意見を踏まえまして前ページの下段、赤書きのとおり、中山間地域における訪問介護サービスの実態を説明する文言を追記する案としてございます。

続きまして27ページをお開きください。下段の(12)福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出についてでございます。次のページをお開きください。中段の箱囲み部分をご覧ください。議会からは赤字部分の追記のご意見を頂きました。こちらにつきましては原案のままとしてございます。理由といたしましては、下記（１）から（３）までの整理を行った上で、要望事項から当該項目を削除するというものでございます。（１）ALPS処理水の海洋放出については、国において様々な処理方法を検討した結果、より確実に実施可能と整理され、IAEAにも科学的・技術的根拠に基づくものと評価されていること。（２）海洋放出後のモニタリングの結果は、いずれも基準値を下回っていること。（３）国、東電は汚染水の発生抑制に現在も取り組んでおり、トリチウムの除去技術開発は、国内では日本原子力研究開発機構等の研究機関、大学等で研究されていること。こちらの３点の理由から、原案のとおりとしていたものでございます。

以上、市議会のご意見を踏まえた最終案でございます。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。この件について何か質問があれば、挙手を願います。よろしいですか。

植田議員。

○1番（植田収一君）

着座のままで大丈夫ですか。

○議長（橋本久夫君）

はい。植田議員。

○1番（植田収一君）

はい。1番、植田収一です。16ページの観光の部分について質問でございます。みちのく潮風トレイルを本県の代表的な自然観光体験と位置づけ、関係機関と連携という文字を追加するというので、議会側のほうから出

していたのが沿岸広域振興局及び商工労働観光部が連携しという文言であったというところについて、ちょっと関係機関と言ってしまうと、ちょっとぼやっとしてしまうかなと思っておりまして、トレイルを岩手県の代表的観光と位置づけるのはどこかという県です。もっと言うと商工労働観光部観光プロモーション室です。しかし現状どうか、これは産業建設常任委員会でも取りまとめた上で、議員全員協議会でも申し上げたんですが、岩手県観光協会のホームページにも現在、トレイルについては形成されていません。これが今の県のこの観光のトレイルに関するスタンスをちょっと如実に表してるような気がしてるんですね。こういった現状を変えていくためにもトレイルタウンみやこを宣言している宮古市が率先して県に要望していくべきだと思うんですが、再考の余地はございませんでしょうか。

○議長（橋本久夫君）

伊藤観光課長。

○観光課長（伊藤眞君）

はい。この点につきましては私どもも状況といたしましては同様の考えを持ってございます。その上でなんですけれども、今回の県要望に当たりまして、単に県に要望する、一部署にその組織に要望するというよりも、県を挙げてというスタンスでございます。その点でひとつ議員のお考えのところと沿う形と私どもは思っているんですが、まず、みちのく潮風トレイルの関係自治体協議会、こちらのほうが大きな組織でございまして、そのほかNPOのみちのくトレイルクラブとか、やはり関係機関との連携を踏まえながら、県と一緒にやっていかなければ、やはり誘客の強化という部分は図れないのかなという思いがございます。そういう点を踏まえまして要望書としての形づくりに当たっては、県そして関係自営関係団体と連携をして進めたいという形に抑えさせていただきました。

○議長（橋本久夫君）

植田議員。

○1番（植田収一君）

関係自治体協議会副会長が宮古市長である外郭団体だと思うんですけども、そちらでもぜひこの件は検討していただければと思うところでございます。以上でございます。

○議長（橋本久夫君）

そのほか、質問はございませんか。

落合議員。

○産業建設常任委員会副委員長（落合久三君）

7ページ、7ページの算用数字の（3）国道106号、340号の下の囲み、囲みのところで、産業建設常任委員会からは大型特殊車両等が通行できるように完成を図ることというふうに上げたんですが、これに対する当局の提案は、要望になじまないというふうに切り捨てているんですが、現実問題として、しかしこういう問題が生じるっていうのはもう十二分に予想されているからこそ、そういうことも検討すべきだっていう要望することは、非常に私は利にかなっているというふうに思うんですが、通行量が少ないからとかっていうことは、そこ現状はそうかもしれませんが、ない、全くゼロだっていうのではないわけですので、むしろ、提案のほうの方が理にかなっていると思うんですが、改めて検討した中身を、私はそういうふうに思うんですがどうでしょう。

○議長（橋本久夫君）

去石都市整備部長。

○都市整備部長（去石一良君）

はい。こちらの廻立線でございますが、若干ちょっと経緯を申し上げますと、なぜここを要望しているかと申しますと、湯ったり館のほうに左折、盛岡に向かって左折する際に、そこで大型車がですね、なかなか曲がるのに時間がかかって、そのうち後ろの後続車が、特にこの冬期は日陰になって凍結が多いところですね、衝突事故とか、あとそのまま曲がり切れず左折のところに分離帯があるんですけども、そちらのほうに衝突したりするという状況がございます。そういった意味で車両がですね、左折の際にスムーズに回れるようにっていうことを考えての要望でございます。ご指摘の大型特殊車両でございますけども、大型特殊車両ってどういうものかというトレーラーとかそのクレーン車といった通行許可を必要とするですね、大型特殊車両になりますので、例えばこの先で大きな工事があるとか、そういう部分については通行許可を得てですね、通行できる形になりますので、やはり交通需要がかなり少ないと思いますので、それを少ない需要に見合う形で改良しようとする盛岡のほうに向かって右側の岩盤斜面ですけども、こちらのほう大規模に掘削して、そして崩れないように措置する必要があります。その費用というのはもう単純にもう1億は超えるぐらいの大規模な工事になるというふうに県のほうからも伺ってございまして、やはりその今の現状を見たときに、交通量を見ていくと、そこまでお金を投資できる状況にはないということもございまして、まず一番大型で需要のあるというもので大型観光バス、こちらのほうが安全にですね、通行できるようなところをちょっと県のほうと協議して進めているところでございます。なおこの形で今年度、完成する見通しとなってございます。

○議長（橋本久夫君）

はい。よろしいですか。はい。そのほかございますか。

工藤議員。

○15番（工藤小百合君）

16ページなんですが、観光の振興についてというの1番下の赤で書いてる（2）観光関連施設の改修についてというところの1に赤字で書いてる部分なんですが、今まで浄土ヶ浜の第一駐車場トイレについては、もうトイレが汚い、どうのこうのって市民の声はいっぱい聞こえてましたけれども、当局とすれば、これは県の施設なので、県に伝えますという形の中で、今までずっと何年もやってきたと思うんですが、今回、こういう形の中で、ビジターセンターの機能向上及びトイレの常時開放を市に強調し国に強く働きかけるとともに、要望が実現した際には浄土ヶ浜第一駐車場トイレを速やかに撤去することって、この赤字で書いてあるんですが、もしこのような計画がもう何年も前からあるのであれば、今までこれは県の施設だから、トイレの整備は県に要望するという答えを今まで何回も聞いてきましたけれども、なんで何年も前からこういうふうに働きかけをしてこなかったのかなと思って、ちょっと疑問に残るんですが、たまたまこういうことに一緒になった、なってこの整備ができれば、第一駐車場のトイレは速やかに撤去して、浄土ヶ浜ビジターセンターのトイレを利用することになるということなんですけれども、こういうふうになるのであれば、最初からそういうふうに市としても県のほうに働きかけて要望すれば、もう早い段階で第一駐車場のトイレの苦情はなくなったと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本久夫君）

伊藤観光課長。

○観光課長（伊藤眞君）

はい。経緯につきましては議員のご指摘のとおりでございます。令和2年度以降、建て替えの要望を宮古市、

議会ともにですね、してきたところでございます。今回このような形で要望のほうの内容を切替えさせていただきましたのは、まず7月1日に環境省のですね、組織改編がございまして、東北環境事務所が東北環境局に格上げと言ったらいいんでしょうか、局に変わりました。そしてその環境局なんですけれども、6月30日、この6月30日にどういう組織に変わるかというところが環境省の政策を地域で担って課題に向き合い、現場の組織としてスタートすると。その中でなんですけれども、国立公園管理体制の強化というのが大きな軸に掲げられました。ということで、このタイミングを逃すことなく、環境省のほうにですね、先週なんですけれども、局長のほうに市長はじめですね、浄土ヶ浜ビジターセンター、ちょうど15年が経ちます。内容につきましても、震災前の内容を展示内容になってございます。そういう点も含めまして、リニューアルできないか。そして、環境施設そのものの自体の機能向上という点でも意見を申し上げてきたところでございます。その機能向上の一番重要なところといたしまして、第一駐車場とビジターセンター、この玄関口の部分、ここが最も重要と思っております、その点を踏まえまして、ビジターセンターのトイレを24時間利用可能な構造に改修して常時利用できないかというのをですね、このタイミング、丁度組織が7月1日に変わり、このタイミングを逃すことなく動き出したいというところで、今回ですね、内容のほうも修正させていただきました。というところもございますので、今までにこの考えがあったものではなく、環境省の組織も変わり、であればこのタイミングで働きかけをしたいというところで動き出したものでございます。

○議長（橋本久夫君）

落合議員。

○産業建設常任委員会副委員長（落合久三君）

もう1点、28ページ。これは国に対する要望の算用数字(12)福島原発のALPS処理水に関するところ。これは直接的には教育民生常任委員会が、この、こういう文言を赤字で書いてある文言を追記すべきだと。ちょっと本来であれば産業建設でもやんなきゃならなかったかなと思ってちょっと反省を含めているんですが、この市の判断は全体とすれば分かるんですが、赤字で書いてある1、二行目ですね、海洋放出によらない新たな処理・保管方法を引き続き検討するというのは、私は非常に重要な廃炉に向けての勘どころだと思う。思っずずっとこの間、私も私なりにいろんな科学者の意見等も勉強してきたつもりです。端的に言いますと、今放出してますよね。この放出をする量を、ちょっと正確な数字も今手持ちがないんで、不正確に言うとか駄目なんって言いませんが、放出する量と新たに汚染水として増加する量、これはほとんど一対一なんです。数字はちょっと正確でないかもしれないんで、それ以上言いませんが、そういう意味で多くの科学者が言ってんのは、この汚染水をトリチウムの入ったものが、完全にあそこの中にいま1,000何個と大型タンク1,000個以上、ドンと積みさってあるわけです。これが全部なくなるのと、新たに汚染水が生まれるのは、放出するほうがいっぱい、新たに増えるのが少なくて、だんだん減っていくっていうのはそのとおりですが、その減り方がほとんどこう変わらない。だから、ちょっと今手元がないんであれですが、今1,000何個、溜まっているタンクのトリチウムの入った処理水を完全になくすのには50年、場合によって70年、そういう規模のものがたまっているんですよ。ですから多くの会社が懸念してんのは、もうこれ以上汚染水は増えない。増えないという前提で放出だけやれば確かに20年とか30年で済むかもしれないが、増えていくものをどう処理するかっていうのは、完成していないんですよ。東京電力はこれを解決するために、もう最大のキーポイントは、土ごとを冷却するっていうので、3年間やったんでしょ、1兆円かけて。地下30メートルまで全部、水だけでない、土まで凍らせれば、新たな汚染水は生まれないうってことでやったけども、これはもう最初から無理な話で、1年ちょっとでこれをもうできないっていうんでやめました。

だけど汚染水は現実が増えてるわけですから、私はこの教育民生常任委員会が言っている海洋放出によらない新たな処理・保管方法を引き続き検討するっていうのはやっぱり入れるべきだと思うんですが、どうです。

○議長（橋本久夫君）

西村市民生活部長。

○市民生活部長（西村泰弘君）

はい。いま落合議員が言ったとおり、いま表に発表されてる数字でいくと、処理水を全部処理するまでには40年以上かかるっていう数字は出てます。で、ほかの方法を引き続き検討っていうことなんですけども、今まで国とか東電が検討した中では、一番、現実的、すぐ出来て、効果があるのが、今のALPS処理水を海洋放出する方法だっていう結論で、ここは私どもも、そこは理解しているところです。実際に何年か海洋放出のモニタリングをやってきて、その数字的には、基準以下の数字になっていて、問題がないということで、今一番必要なのは、風評被害のほうをまず何とかしてくれということで、処理の方法は、いま国が、国とか東電がやってる方法が現時点では有効だということで要望事項から外したところでございます。

○議長（橋本久夫君）

はい。よろしいですか。そのほかございませんか。

ないようでございますので、これで質問を質疑を終わります。

それでは説明員は退席してください。

それでは、産業産業建設常任委員会の委員の皆さんは、説明員の席へ移動願います。

〔説明員退席〕

○

協議事項（１）産業建設常任委員会の要望について

○議長（橋本久夫君）

それでは次に協議事項の１、産業建設常任委員会の要望についてを説明を願います。

西村産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

はい。おはようございます。

ちょっとこのタイミングで国へ対する要望というのを産業建設常任委員会の中でまとめさせていただいたんですけど、本来であれば6月の定例会中に提出をしたかったということが少し遅くなったというところであります。今日の皆様に協議をしていただきたいのは、昨今、非常に騒がれております、社会問題となっております、日常生活圏における熊の出没の対応について、早急に国のほうへこれは対応していただきたい、いろいろ制度をつくってですね、いただきながら、市民の生活の保障をしていただきたいという観点から、委員会で、揉ませていただいて、そして本日、県要望の中に国への要望とかもあるんですが、1日でも早く市民の生命と財産を守るために、いち早くお届けをしていただきたいというところであります。それでは少し説明をさせていただきたいと思います。

まずですね、日常生活圏におけるクマ出没への初期対応強化及び緊急銃猟制度の運用についてというところがあります。初めに申し上げたいのはですね、今回の要望は銃猟を安易に使用するようにするというところではありません。目的が違いますので、お聞き頂ければと思います。近年、クマは山林のみならず、住宅地、学校、保育所、通学路、福祉施設、商業施設周辺等に出没する事案が増加し、人的被害の危険が高まっております。令和

7年の鳥獣保護管理法改正により、市町村長の判断のもと、一定の条件下で捕獲者による緊急銃猟が可能となったことは、日常生活圏における対策として大きな前進であります。しかし、通報を受け、初動対応が求められる段階では、クマは藪等に潜んでいることが多く、緊急銃猟の判断後、銃を取りに戻る時間的空間の間にクマが移動し、住民及び捕獲者の生命がより脅かされることが懸念されます。特にも現地に参集している者は無防備であり、クマによる人的被害を受けそうになった際、自身や市民の生命を守ることが不可能であります。そのため、現地へ参集する段階から銃携行が可能となれば、人的被害の未然防止に極めて有効となります。つきましては、日常生活圏におけるクマの出没への初動対応強化及び緊急銃猟制度の運用改善について、下記のとおり、要望させていただきます。

次のページをご覧ください。1、緊急銃猟制度を実施する恐れのある現場に向かう際、銃の早い携行の許可が初動対応に必要であることから、通報をもとに自治体が雇用する捕獲者、公務員ハンター、ガバメントハンターでございます。への連絡をもって、銃携行の許可とみなすよう緊急銃猟制度の運用を見直してほしいというところです。二つ目です。日常生活圏における発砲は高度な安全判断と射撃技術を要するため、発砲を行える公務員ハンターの要件を銃等射撃指導員、十分な射撃経験を有する者、熊の捕獲実績を有する者、都道府県又は国が定める実践的訓練を修了した者など、一定の要件を満たすものに限定し、公務員ハンターが警察官職務執行法第4条第1項と同様の対応がとれるよう見直すこと。3、緊急銃猟制度を確実に実施するために市が行う訓練に対する財政的支援を行うこと。4、公務員ハンターが従事するために必要な備品、防護ヘルメット、ベスト、無線機、GPS、サーマルカメラ等々、そういったものに対する財政支援や各種手当、これは危険手当、出勤手当、訓練、保険等々様々なものになりますが、それについて整備をすることというように、この大きく4つを、要望をさせていただきたいというところですので、皆様ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。この件について、何か質問があれば挙手を願います。

松本議員。

○17番（松本尚美君）

この内容については、今説明を初めて受けたので、100%理解するには至ってませんが、まずもう1回、あの前段で説明があったかと思いますが、どこに要望するのか。宮古市議会だけなのか、それとも県内全体、もしくは全国的に同様のですね、こういう要望が提案といいますかね、要望が出されるものなのか。そこをちょっと説明願います。

○議長（橋本久夫君）

西村委員長。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

はい。どこに要望するものかと。これは国に要望をしていただきたいと。ここの問題はですね、市で対応できるもの、県で対応できるものというところではなくて、これは国のほうで運用の見直しであるとか、そういったところが必要であるというところ、あとはやはりその大きなところは財政的な支援というところも、自治体単独で出来る問題でもありませんので、産業建設の常任委員会で話を揉んでですね、そして全員協議会で皆さんから理解をしていただいて、そして、宮古市議会として、例えば東北議長会であるとか、また、そして国のほうへの要望というところで、できれば宮古市議会が発信をして、議長会であるとか、また市長会であるとか、そういったところから国へ、本当であれば全体でですね、要望していただきたい内容だと思って議論をさせていただき

ました。まず、行動することが大事であろうというところで、宮古市議会発で、あとは皆さんのご意見を伺いながら、どういったところへというのは本日決めていけばいいのかなと。基本的には、国へ要望したいというところであります。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○17番（松本尚美君）

最終的には、特にもう法律改正の部分ですね、財政支援もそうかもしれませんが、そうすると、この今日の協議は今日決めることではなくて、どういう工程で、今東北議長会とか市長会とかって、こう出てましたが、宛先は、もどうするのか、今日決めるんですか、これ。

○議長（橋本久夫君）

西村委員長。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

できれば早急にですね、行動を起こしていきたいというところがあります。まず、本日、私たちの提案した国への要望という内容が、これでいいのか、また追加で何かが必要なのかというところがあるのであれば、当然これは議論をしていかなければならないだろうと。ただ全国的にも、クマでの人身被害、非常に危険にさらされている状況ですので、最初に私申し上げましたけど、本当は6月の定例会中にこの内容を提出したかったんです。実は委員会の中ではまとめておったつもりなんですけど、余りにも内容が長過ぎてですね、ちょっと事務局のほうから、これでは長いというところで時間をかけて圧縮させていただいたので、ちょっと遅くなってしまいましたけれども、いずれどこに要望するのかというのは、私の中では、環境省であるとか農水であるとか、あとは公安関係というところで考えてはもちろん財務系もありますけど、そういったところは皆様のご意見を聞いて、そういうところに出したほうがいいんじゃないかというのも、今日できれば協議をして決めていただきたいなというように思っております。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○17番（松本尚美君）

はい、はい。目的といいますか、そういった趣旨に関しては理解は十分してます。要は手法といいますか、工程表を含めてですね、どうするのかっていうこともね、私はもっと説明が必要なんじゃないのかな、そしてそこを共有できるかどうか、国でもいいんだし、国に直接でもいいけども、東北市長会とか議長会とか市長会が早いんでないかとかっていうのはいろいろやっていますが、同時にじゃ全域に発信する、どこまでどう発信するかなんですが、別に議員発議なり委員会発議で出して、この意見書なり何かそういった形でやるっていう対応もね、当然ありうる話なのかな、単なる要望ではなくてね。何かそういったのも、もう少しこう説明きちっとね、あればよりいいのかな。この中身の問題をちょっと置いてですね、そういう進め方、どうして。

○議長（橋本久夫君）

西村委員長。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

はい。当初委員会でまとめたときは全協ではなくて、議長に出しました。そうしたところ、これはやはり全協で諮ってやるべきだろうというところで、事務局とも相談して、今日に至ったというところでありますですから、

当初は中村市長へ要望をし、そして議長へ提出をして市長会であるとか、議長会へ提出してほしいという相談をした結果ですね、やはり議員全員協議会でやったほうがいいだろうというところで、今日に至ったというところでもあります。

○議長（橋本久夫君）

落合委員。

○産業建設常任委員会副委員長（落合久三君）

端的に産業建設常任委員会で、西村さん以上に知見を持ってるわけじゃないんであれですが、緊急な事態、日常生活圏にクマが入って人に危害を加えるおそれがある。そういう緊急に発砲する権限は警察です。いやいや警察で、それに対して緊急の場合にはどうするかというガイドラインをつくったのが環境省です。環境省のガイドラインの説明にはこう書いてあります。発砲は捕獲者の知見に委ねる。これもだいたい産業建設常任委員会で議論になりました。そして一方ではガイドラインは環境省、警察は別な、環境省じゃないでしょ。そういうのを踏まえて、委員長が言ったように国にどこっていうよりも国にやっぱり縦割りじゃなくね、発砲するって一言で言ったって、誰の判断で、間違った場合は誰が責任とるのか。発砲した人に何か危害が加わった場合の補償をどうするのかっていう、いろんな問題があるので、そういうのはどこかの省だけっていうことではないだろう。ここはやっぱり国にそういう意味で国にきちんと要望を出すべきだと、その要望の出し方については、議長会を通じてやるのか、市長会でやるのかって、これは我々がそこまでは判断しなくてもいいんじゃないかというふうに私は思って、討論に参加してきたものです。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○17番（松本尚美君）

落合委員に申し訳ない。その中身聞いてんじゃないんですよ。これをこういった課題をね、抽出して、そして国に今の現状改善をね、求める、これはこれで理解するんです。ですから、要は、どこでもいいっていう話みたいな雰囲気だけでも、やはり国に出すんなら、国にしっかりと宮古市議会の議会としてね、総意として出していく。それから東北市長会っていうのであれば、東北市長会だし、議長会なら議長会だし、そこへどう出して、こう出していきますよ。別に、それを云々駄目だとかいいとかって言ってないんです。言ってるんじゃなくて、ちゃんとそこを整理していただいて、説明して、こういう内容で宮古市議会としての要望、意見をですね、出していくということが説明があればいいですね、そして、そういうのを工程、じゃいつまでにどうするのか。そこを説明してもらえればいいんじゃないですかっていう話。否定してんじゃないんですよ。

○議長（橋本久夫君）

西村委員長。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

それを相談してるっていうところなんです、まずアクションすることが、こういう要望はですね、まだ各地域から恐らく出ていないだろうと、ただ私たちの中では緊急性があるものだというところで、最初、本当に委員会だけでまとめて、先ほども申しましたが、議長にお預けをしてですね、そしてあとは議長の判断でどのようにしていったら、どこに提出したらいいかとかというところもお話をさせていただいたところ、議員全員協議会のほうがふさわしいだろうというところで、今日にまず至ったというところでもあります。で、各省庁どちらへ要望するのかという細かい、細かいというところですけども、例えば、今日先ほどですね、宮古市の要望に対し

て、国に対する要望等々もありますけど、その中にはどこに要望してほしいというところまでは、明記されていないと思います。ですので、まず国に対して、こういう要望が必要だろうというところを、今日全協の場でこの内容でいいですよ、これじゃ足りませんよというところが協議して頂けるのであれば、あとは私としては宮古市議会ですすめるものですから、例えば議長の判断で、これはやはり東北議長会に持っていくべきだろうとか、市長会、市長も交えて、市長会で、国へ要望したほうがいいだろうと、あとは市長、議長等々が国へ要望に行くときに、この要望書を持っていったらいい、いち早く国へ届けていただきたいという思いで作成したものであります。それで松本議員がおっしゃっているように、細かくどこにというのであれば、逆にここに要望したほうがいいんじゃないかというところを今日お話し頂ければいいのかなと思っております。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○17番（松本尚美君）

東北議長会とか市長会って言っても、例えば宮古市議会の議長さん、橋本議長が持っていて、これを国に要望してくれませんか、こういう内容で要望してくれませんかということになればね、これまた、それなりにそこでね、議論をしてどう扱うかっていうのが、かかっちゃうじゃないですか。であれば、やはりダイレクトでね、国に要望する、意見っていうか、意見書なり、そういうもので反映するっていうのであれば、ダイレクトでやったほうが、別にスムーズにじゃないのかなというふうに思ったり、より多くのね、議会なりのもですね、同様の内容のものをですね、ぜひ国にぶつけてもらいたいっていうのであれば、また別な動きはそれは別でやればいいんじゃないですかと。だからそこを整理してもいいんじゃないですかってことです。

○議長（橋本久夫君）

はい。ちょっとお待ちください。松本議員、ちょっとお待ちください。内容については、そのとおりでいいかどうかというのが、西村委員長のほうからの質問でしたが、これでいいかどうかを含めて、今後のね、取扱いをどうするかということになりますので、まず私が説明するか、竹花議員、お願いいたします。

○18番（竹花邦彦君）

若干、松本議員、そして西村産建委員長の議論も含めてですね、私のほうから、少し若干補足も含めてですね、お話をさせていただきたいというふうに思っております。西村委員長のほうから産業建設常任委員会で、その日常生活圏におけるクマの出没対策について、何とか国等への法整備等も含めたですね、そういったものを要望できないだろうかと、こういう相談が、議長、私も含めてされたところでございます。そこで、もちろん法的な問題等の整理をする必要があるだろうということで、取りあえずは産業建設常任委員会で、どういう要望内容にするか、少しそこは取りまとめ、集約をした上で、当然これは国等に要望する際は宮古市議会として要望する必要がありますので、当然ここは産業建設常任委員会が取りまとめた内容について、当然、議員全員協議会で議会全体の合意形成をしっかりと図る必要があるでしょうと。その上で合意形成が図られた場合については、西村委員長のほうからは、議長にお任せというようなお話もありましたが、私と議長との中では、当然県の議長会、あるいは沿岸都市議会の議長会、こういったところを通じて、まずは宮古市議会として要望をしていくという方法もあるだろうと。まずそこを第一義的に宮古市議会とすれば、当面、追求をすべきだろうというふうに、ただ問題は当然、県議長会なり、沿岸都市議会の議長会等の、ここはやっぱり合意形成が必要になりますので、宮古市議会とすればこういったものを、議長会等を通じて出したいと言っても、当然その議長会全体でのですね、問題認識あるいは合意形成というものが当然必要になってまいりますので、当然それぞれ合意形成が図られたというこ

とからすれば、宮古市議会が出された意見要望等が国に上がっていく、あるいはさきほど市長会の話もありましたけれども、そういう道筋をまず追求をしたほうがいいだろうというふうに考えて、県の議長のほうでも、クマ対策について、ご要望が国に対する要望も上がってるんですね。ですからその整合性も図っていく必要があるだろうというふうに思っております。いずれにしても方向性となれば、当然市議会として、まず合意形成を図った上で、こういう内容で国に法整備なり、今日は運用改善というような表現になっておりますけれども、私はちょっとこう運用改善で大丈夫なのかどうなのかというところは少し気はしておりますけれども、まずいずれは議会全体での、このクマ対策についての要望内容について、全体で議論をして、意見集約、合意形成を図ることがまず第一。それを図られた場合について、先ほど申し上げたような、議長となれば、橋本議長となれば、県の議長あるいは沿岸都市議会の議長、まずここを通じて意見、要望を出せばなというふうに思っているところでございます。そういった方向性で、取り組めるのではないかとということを申し上げて、ちょっと全体のね、方向性についても、お話がありましたから、そういう意味での今日の全員協議会で、産業建設常任委員会で取りまとめられた要望内容が議論されているというふうに、私はそういうふうに受け止めをしておりますので、各議員の皆さんも、今日まとめれば、そういう方向で進んでいくんだなというふうなことも含めて、ご理解を頂ければいいのではないだろうか若干補足をさせていただきました。

○議長（橋本久夫君）

ほかございませんか。

西村委員長。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

はい。竹花副議長のほうからも、私も議長、副議長にご相談して、今日この場に立たせていただいているわけですが、当然議長会であるとか、大きなところも通しながら、できれば宮古市議会として、国のほうへも市議会単独でも、私は出してもいいだろうと。今日のこの国への要望については、委員会としては、一日でも早く、まず国へ声を届けたいというところの思いが強いというところですね、冒頭申し上げましたけれども、これはですね、要は市民、県民、国民の命に関わる問題です。そして今までのクマ対策、農林水産被害の対応とは、全く別な問題で人間の生活圏に現れたクマへの対応、それはやはりガバメントハンターの、やはりその危険の部分、そして市民への安全というところでは、最終的には、いろんな議長さん、各自治体の議長さんたち、そして市長さんたちとまとまって出していただきたいんですけれど、まずは宮古市議会として、国のほうに提出をしていただければ、非常にありがたいことだなと。手法としてはいろいろあると思いますけれども、いずれ私たちと、委員会としては、いち早くまず国へこういう内容を届けたいと、あとは市議会としてというところであれば、宮古市議会が市長に対して、またこれを国へ届けてほしいであるとか、いろんな団体とかそういったところにもですね、一緒になってやっていければいいのかなというところで考えております。

○議長（橋本久夫君）

ほかございませんか。よろしいですか。この内容については皆さんよろしいでしょうか。

はい。伊藤議員。

○14番（伊藤清君）

要望書のほうかな、2番のほうに公務員ハンターが警察官職務執行法を同様に対応が取れるように見直すということなんだけど、こうして宮古市で採用した公務員ハンターが執行した場合に、怪我あるいは死亡事故起きた、そういったときに市なりに責任が及ぶというようなことはないのかどうか。

○議長（橋本久夫君）

西村委員長。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

はい。えっとですね、2番の内容についてちょっと説明させていただきたいと。まずですね、警職法のような、要は同様な対応が取れるようにというところは、警職法は伊藤議員もご存じのとおり、緊急、警察官が現場で例えばご自身の生命であるとか、市民が危険に晒されてるときに、警察官、現場に駆けつけた警察官の判断で発砲をしないとか、自ら発砲をして住民の生命と財産を守るところの内容になっております。ただ今現在、緊急銃猟が想定される現場に向かっているところであっても、緊急銃猟の発動の声がかからない限り、発砲はできません。これはご存じだと思います。そこで、例えば山間地域の農作物の被害があったときは、ガバメントハンターは基本的には出動しませんが、住宅地で人的被害のおそれがあるとか、熊が居座っているというときの招集は、猟友会の鳥獣対策のクマの担当者さんではなくて、宮古市で採用をしたガバメントハンターが出動することになっております。そもそも要は、通常の有害捕獲とこの緊急銃猟というのは、組織が別になっております。そして、宮古市のガバメントハンターの採用要綱というか、採用している基準というのは、国、県が定めている要件、要綱よりは、かなり厳しい内容で採用しております。ですので、宮古市議会からの要望、今回の要望としては、そういった事故が起きないように、そして、優れた判断能力、危険回避能力、そういったものを兼ね備えている人をまず、ガバメントハンターにしましょうというところを国にまず、要望を一つしてます。そして、その中で、そういったスペシャリストが緊急銃猟、想定される現場へ出動した際に、ご自身の生命であるとか、住民、例えば学校の敷地に入っていくところ、まだ緊急銃猟発動前であっても、そういった方であれば、警察官と同じ判断で、事故がない、今であれば大丈夫というときに発砲をして、そして捕獲ができるようにしてほしいという趣旨であります。そうなったときに責任はどうなるのかというところでありますけれども、ご存じのとおり国のほうでは、こういった事案の時、緊急銃猟の中での事故については、個人には責任は負わせないようにするという明記はありませんけど、環境省のガイドラインの中では、責任は問わないようにというような内容になっております。ですので、そこは何ていうんですかね、責任の所在というのは、また公安の処分であるとか、いろんなところの、例えば司法の場っていうものの判断は別になると思いますけれども、いずれ、その問題については通常の有害駆除であっても、銃の発砲での事故というのは必ず責任は来るとは思いますけれども、そういったことが起こらないような採用基準も含めてという内容になりますので、その責任の部分というところは今即答は私のほうではしかねるというところであります。

○議長（橋本久夫君）

よろしいですか。

伊藤議員。

○14番（伊藤清君）

私のほうでも、そのどこがまだ、ガイドラインが曖昧なところがありますんで、今回要望するんであれば、そこも明確にして、出してもいいんじゃないかなというふうに思いますけども。

○議長（橋本久夫君）

いかがですか。

西村委員長。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

はい。そこを追記というのであれば、ぜひしたほうがいいかと思います。これはね、本当に私たちの世界では、かなり重要なところで、全国でも有名な北海道の猟友会の会長さんが銃を奪われたと。そして最終的には公安のほうで敗訴したというところは、よく我々の中では大きなニュースであります。ですので、本来は、そういったところも要望に含めることが適当なのかなとは思いましたが、今回はいち早く対応できるようにというところをメインにさせていただきましたので、ただ最初に産業建設でまとめた相当長い内容には実は入っておりました。ただ余りにも国に対する要望として項目が多過ぎるというところで、今回このように必要最低限のところをまずまとめさせていただいたところであります。当初委員会では、そこも要望に入れておりましたけれども、今回は、かなり圧縮した内容で提案をさせていただいております。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○17番（松本尚美君）

この内容については、基本的にガバメントハンター、公務員ハンターの課題を抽出して、これを国に改善を求めるという内容。違う。この内容を見ると、公務員ハンター、公務員ハンター、これ公務員ハンターをガバメントハンター、イコール。この関わる要望でしょうか。

○議長（橋本久夫君）

そこを説明してください。

西村委員長。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

目的は、市民の生命を守るためです。ガバメントハンターというよりも、市民の生命を守っていく。本来はこれはですね、自衛隊とか警察がやる仕事、業務だと思っております。農林水産とかの被害と違って、市民、県民、国民の生命を、要は我々一般の銃所持者に、言い方とすれば押しつけているように私は常を感じております。ですの国の方ほうも、名前、ちょっと名前が先走ってますけど、ガバメントという言葉を使って、政府のハンターだというような言い方で、我々銃所持者に非常に重い責任がのしかかっているのが現状です。これは本来、何度も言いますが、自衛隊であるとか警察がやるべきことなんですけれども、なかなか自衛隊のほうだと法律の問題でクマに発砲をしては、いいということにはなっていないということになりますので、自衛隊では基本的には発砲はしませんよというところ。そして警察官は、この内容にも入ってますけど、警職法を行使するのであれば、現場で発砲して、市民の生命を守るということではできるはずなんですけれど、現場にいち早く行った警察官が、猟銃を持ってるわけでもなく、ピストルしか持ってませんと。そういったときに、やはり大型鳥獣に発砲できるのは、そういう銃を所持をしている一般の我々のようなハンターなんだというところで、動くのが我々ハンターなだけで、基本的に目的は、市民の生命を守るために必要なことを今回まとめさせていただきました。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

委員長のお思いは分かるんですけども、こういう文書表現がね、表記されてる部分が公務員ハンターに関わる部分と読み取れるんですよ。だからそれを市民、国民、住民の命と、それはそれで目的としては一つには分かるんですけども、具体的な内容とすればこれはガバメントハンターに関わる、要するに権限も含めてね、改善してくださいと見直しなさいよということですよ。だとすれば、私は主体的にこのガバメントハンターを制度と

して取り入れて、そして運用するっていうのは、市、行政だと思われるんですよね。市が、宮古市がね、市長名で、国に出すっていうのがより説得力があるのかなというふうにも思われるんだけど、そこはどう理解すればいいのかっていう、議会というよりはね、市がダイレクトで市長名で、宮古市長名で出していくということが、より説得力があるのかなっていう思いもするんだけど、どうです。

○議長（橋本久夫君）

これは議会としてのあれですか。今のは。

○17番（松本尚美君）

財源の話。

○議長（橋本久夫君）

はい。西村委員長。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

先ほども申しましたが、まず、私たちはこの内容をこれでいいかどうかというところを今日お話し頂きながら、宮古市議会として先ほども言いましたが、市が、市に対して、国に要望してほしいであるとか、様々な形でこれを、これがベースになってですね、いろんな形から、いろんな角度から国へ届けていければいいのかなと思っています。ですので、当初、委員会単独でやろうとをした、これはスピーディーに、国へ届けたかったというところで冒頭にもお話ししましたが、6月定例会中には出来上がってましたので、そういったアクションを起こそうとしたところ、やはり議長、副議長、事務局と協議をした結果、長くなってしまいましたけど、今日になったというところであります。ですので、本日、この内容で提出というところであれば、また宮古市議会議長として、これは市を、市に対して、市のほうからも国へとか、そういったところで私はよろしいんじゃないかなと思っています。

○議長（橋本久夫君）

よろしいですか。まず内容については先ほども様々なご意見がありましたので、もしこれで質疑がなければ、西村委員長におかれましては、委員会で先ほどのご意見をプラスですか、ちょっと見直す部分が出てきますね。付け加える部分が、伊藤議員からお話があった部分も含めて、ちょっともう一度成案を作成していただきたいなと思います。それで提出方法については様々な先ほど意見がございました。議長会という立場でお話をさせていただくと、先ほど竹花議員からもお話があったように、沿岸都市会議の中でもそういう要望を出す機会がございました。それから、県議長会でも要望を出す機会がございました。ただしこれは採択されて亭の話でございまして、宮古市議会から出す、各自治体から要望書が上がってきます。でクマの問題についても、いま現在上がっております。ただしここまでの具体案が入ったものではございませんですから、今現在、ほかの自治体から議会から上がっているクマの問題について、これとうまく整合性を合わせたものをまず、議長会とすれば、修正を、修正とか加えるなりして、県議長会の総会に提出します。そこで採択されると、県への、国への要望へと形がつながってきます。さらには東北議長会においては、県議長会で採択されたものを、またこれを東北議長会に上げるかどうかというこんな議論になってきますけれども、そういう手順になってきます。ですので、時間はちょっとかかるんですけれども、一応議長会という流れでいけば、そういう形でこの要望書が決まれば、そういう流れにはしたいなとは考えているところではございますが、そういった流れになりますが、その後の提出方法については、それを踏まえて、私に一任させていただければと思うんですが、一応、それ以上の流れはないんですか。

はい。落合議員。

○産業建設常任委員会副委員長（落合久三君）

西村委員長が言ったをベースにして、いやそれまづいなつつうであれば、どんどん意見言ってほしいんですが、2つ考えたらどうでしょう。一つは緊急性があるっていう意味では、私は今日全協やってますから、当然議長の名前で国にもうどんずばり、こういうことで、もう見直しすべきなのは見直して、ガイドラインをより充実させるためにね、検討してもらいたいっていうんで、ポンと直接国に要望を出す。これが一つ。それは、産業建設常任委員会が議論したのは6月の議会中だったんで、非常に緊急性があるという意味で、一生懸命やったんですよ。それを生かすためには、議長会を通して、東北議長会のそういう方法もあるんだが、それは否定しません。そういう方法もあるんだが、まず第1番目に宮古市議会として、国にどんずばり、この内容で国に要望する、これが一つ。それで2つ目は、どこの県、市町村でもこの問題は共通してみんな深刻な問題になっているはずなので、そういう、この中身も共有するっていうことを含めて、できるだけ多くの市町村議会または当局含めて、より充実したものを、重みのあるものとしのあるものとして提案するっていうのも否定できないので、これはこれで、ぜひ議長等に音頭をとってもらって、岩手県市議会議長会、東北市議会議長会、そういうものにも持ち込んでやるっていう二通りで、同時進行で進めたらどうなんでしょう。それは法的、手続的にどうのこうのっていうことはなしと思うんですよ。だから緊急性に鑑みて、国にいち早く届けるつつうのを優先しながら、同時に、と繰り返しになって、これ以上言いません。

○議長（橋本久夫君）

はい。了解しました。意見書という形もございますよね。

はい。竹花委員。

○18番（竹花邦彦君）

まずはね、議会全体での合意形成が必要だということは、全員の方からご理解を頂けるというふうに思います。今お話があったように、緊急性があるんだと、一日も早く市議会として、国に要望書を提出をすべきだということであれば、私は今議長がおっしゃったように、9月議会で意見書として提出をして国に要望すると、こういう方法もあるわけですよ。ですから、さっき言ったように、東北市長会、市長会なり、議長会としても、さっきも言ったように当然採択という問題なり、それらの機関との合意形成が必要でありますから、当然、一定のこれ時間は要するわけですよ。ですから、あくまでも緊急性。産業建設常任委員会のほうで緊急性というところを重んじるのであれば、さっき言った産業建設常任委員会の、が提出をして、議会で意見書を上げて、意見書を採択をして、関係省庁、今出すと。これはね、可能だという一つの選択肢として、ありうるというふうに思うんですよ。ですから、そこも含めて、どう合意形成をしていくかということなんだろうというふうに思う。そこをね、少しやっぱりこう整理をしていかないと、うまくないんじゃないかなあというふうに思います。

○議長（橋本久夫君）

よろしいですか。今2つのね、流れがあるということで。

西村委員長。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

副議長、最初に私たちはスピーディーにやりたいから、委員会だけで、国のほうへ出してもいいのかなという動きの中で相談していたはずですよ。おそらく議員全員協議会とか、皆さんとの合意形成というのはやはり市議会としては必要だと思ったんですけど、まず行動をいち早く起こして、市民の生命を守っていくのも、やはり我々議会の務めだと思っていたので、まずは委員会でもんで、そして、いち早く国へ届けたかというところまで

相談をしていったと私は思っていました。で、今の副議長のお話ですと、9月の定例会の中でというのであれば、臨時議会を開いてですね、1日でも早くやっていただかないと、全く国へ届くのがいつになるか、分からないと。また私もですね、こういう流れで国へ提出するのが遅くなってしまった。結果、もし市民にですね、けが人であるとか死者が出てしまった場合に、非常に無念な思いが強くなってしまいます。これ結果、私たちの出した国に対する要望が形になる、ならずは別として、やはりこういった問題があるんだよというところを1日も早くですね、国へ届けることが必要だということで、当初委員会のみで動いていたんですけど、やはり市議会として、一致団結をして、そして国へ届けたいんだという皆さんの思いも多く見ながら、今日この日を迎えたんですけど、もし、9月の議会中というような形ではなくて可能なんであれば、臨時議会を1日でも早く開催していただいて、そして通年議会ですから、できないわけではありませんで、皆さんが本当に市民の生命を大切に思っている。こういった課題が合意形成で共有できたんだというところであれば、1日も早く臨時議会を開いて、国のほうへ届けるような手続きをしていただきたいというのが、私たち産業建設常任委員会の思いであります。

○議長（橋本久夫君）

それでは、よろしいですか。内容については、そのとおりで、あとは、この提出方法についてということになります。今、二つの考え方がございましたが、速やかに提出していただきたいということでの委員長のほうからの意見でございます。これについては意見書という形であれば、すぐ市議会としては国のほうに出せる形になります。その意見書を作るためには、議会で開いて、それを承認していただくという流れがまず先に求められます。議長会等の提出については、議長会の総会等があるんで、それに合わせて、それを出していかなければならないという、二つの流れという感じで私は受け止めておりました。その件でこの提出方法、採択方法については、今後事務局とも相談しながらちょっと詰めてまいりたいとは思いますが、この二つの流れで、また進めていくようになるかと思いますが、皆さんからこの辺はよろしいでしょうか。そういうまとめ方をして、一つは意見書、これは速やかに出す方法、それから議長会等を通じて国へ提出するという流れでございます。この進め方に何かご異議ございませんか。大丈夫ですか。

松本議員。

○17番（松本尚美君）

加えて先ほど私がちょっと意見として申し上げたんですが、やはりガバメントハンターとなると、やはり主体的にはね、宮古においては宮古市が当然ガバメントハンターを雇用してですね、対応するわけですから、やっぱり市長としても、宮古市としてもね、議会は議会としても、市長、市としても、やはりここすり合わせしてですね、やっぱり宮古市からもやっぱり出していただくということも私はやっぱり市民の命をね、人質、人質にあまり強調されると、何かこうちょっと、そうではないよっていう雰囲気議員がいると何だって話になっちゃうんで、そういう市民の命は、皆さん、これはどの議員もね、これは一番大事にしなければならぬことですから、それは当たり前の前提で考えるということが必要なんじゃないですか。やっぱり市とすり合わせて、やはり同時に出していくとかね、前後してもいいんでしょうけれども、より緊急性が高いというのであれば、私はそのことも必要なんじゃないかと思います。

○議長（橋本久夫君）

今、加えて、市との協議も含めてですね、市も出すというような感じですね。そういうのも検討していただければという話にもなります。委員会としては、どうですか。これ、この今のご意見も含めて。

西村委員長。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

はい。私、冒頭にも松本委員からの最初のご質問にもお答えしてましたが、いろんな形で出していきたいというお話はさせていただいておりましたので、市議会として国へ届ける。そしてまた市のほうに国のほうへも届けてほしいというのは当然同じ思いでありますので、いずれ今日この内容でいいだろうと。あとは、先ほど伊藤議員からもありましたけど、そういった身分の保障、そしていろんな財政的な保障の部分、責任の問題というところも、もう一度委員会で協議をして、追記をさせていただきながら、その臨時議会を開いていただけるのであれば、その場でもう一度ご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（橋本久夫君）

はい。それでは大体ご意見も出たようでございます。今後の流れについても先ほど確認したように、そういった提出方法についてはまず、私に一任をさせていただいて、臨時議会を開くのか、議長会に提出するのかということを検討しながら、事務局とも相談しながら進めていきたいと思いますが、まずこの内容については成案をいずれ作成していただいて、私に提出してください。それから提出方法については、我々のほうで検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。そういうことでよろしいでしょうか。はい。では、この件についてはそのように取扱いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは予定していた事項はこれで終了となりますが、特に何か皆様のほうから、その他ございますでしょうか。

はい。中居議員。

○4番（中居克広君）

参考までにお聞きいたします。自治体が雇用する捕獲者とございますが、現時点で宮古市では何名雇用して、そのハンターの方が地域性を鑑みて、充足して、足りるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（橋本久夫君）

中居さん、さっきね、これこれね、その他つつうのは別の案件のことをいま聞いたんだったんですけど。

○4番（中居克広君）

そうですか。

○議長（橋本久夫君）

さっきの段階での質問だったわけですね。

○4番（中居克広君）

はい。

○議長（橋本久夫君）

じゃこれ許しますんで、今の質問をお願いします。

○産業建設常任委員会委員長（西村昭二君）

はい。私は採用してる側ではないんですけど、まだ一度しか顔合わせをしてなくて、まず市の職員がガバメントハンターとして2人登録してます。これはもちろん、通報があるのが市に通報があると思うので、初期対応をできるというところで役所から出動できる方が2人、そしてあとは、新里から射撃指導員を持っている方が1人、後はクマに精通して、クマの捕獲をしている新里の方がお一人、そしてあとは地域でいうと宮古市内にこれ私のことですけど、射撃指導員を持って、そしてクマをとってるところで私1人、そしてもう1人市内の方で、射撃技術も、射撃指導員の資格はないですけど、射撃の技術、銃の扱いにも慣れているという、そしてクマの捕

獲経験もあるという方が1人、そして、あとは田老の方ではないけど、田老地域とかでも対応できる、クマの捕獲経験がある方が1人というところだったと思います。はい。ですので地域としては、旧市町村単位でいくと、川井地域にはおりませんけれども、現在やっぱりそのいま市の例えば射撃指導員で持ってるとか、クマの捕獲にすぐ、の経験がある程度ある方というところが、川井の方は、通らなかったというところだと思いますが、ただ新里に2人おりますので、その辺は地域的にはカバーできてるのかなというのは、個人的には感じております。

○議長（橋本久夫君）

よろしいですか。はい。

○議長（橋本久夫君）

そのほかなければ、これをもって議員全員協議会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前11時28分 閉会

宮古市議会議長 橋 本 久 夫